

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

第7準備書面

2025年6月23日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら代理人弁護士

山本志都



本準備書面で、原告らは、被告が本件記事を掲載する行為が、被差別部落や被差別部落にルーツをもつ人たち、被差別部落に過去ないし現在居住する人たちなどに対する差別を助長する結果をもたらし、それらの人びとに大きな損害をもたらすことについて、大阪公立大学国際基幹教育研究院（意見書執筆当時。現在は同大学都市経営研究科）阿久澤麻理子教授（以下「阿久澤教授」という）の意見書（甲75）に基づいて、主張を補充する。

1 部落出身者の「判定」に利用される部落の所在地情報

被告が本件記事によってインターネット上に公表しているのは、被差別部落の所在地を特定する情報（地名や地域の呼称、部落所在地の特定に利用されうる写真や動画に含まれる情報等）であり、これが「全国部落調査出版差止め等請求事件」の判決における「部落出身者等であること及びそれを推知させる情報」であることは明らかである。

(1) 身元調査の方法について

「身元調査」は、出自に対する差別を背景にして行われるものであるが、特に被差別部落についてそれをみると、その「必要性」はむしろ、明治以降の身分制度の廃止、近代化・都市化による人の自由な移動・往来の促進によって生まれたものである。

かつて、明治政府によって編纂された初の全国戸籍には、旧身分が判別可能な形で記載されたものが相当あったので、戸籍を直接に閲覧して記載の有無を調査したり、そこに登場する地名を情報とつきあわせたりすることで「身元調査」が行われてきた。それが可能だったのは、第三者であっても手数料を支払えば閲覧や謄本・抄本の交付を求めることができるという仕組みだったからである。

戦後、戸籍を使った上記のような身元調査が社会問題化し、壬申戸籍の閲覧は1968年に禁止され、戸籍の閲覧制度も1976年には廃止された。このことによって、身元調査は、戸籍に頼ったいわば「系譜的」調査から「属地的」調査により強く依拠するようになった。対象者やその親・祖父母などの親族の住所・本籍地・出生地を、被差別部落の所在地と照合して、被差別部落出身者であるかどうかを判定するという方法である。これは、近世封建社会においては、身分により職業や居住地が区別されていたからであり、被差別身分に置かれた人びとも

多くの場合、集落を形成し、それが現代の部落と一定程度重なるからである。

このような「判定」を行うには「どこが被差別部落なのか」という情報が必要になる。1975年（戸籍の閲覧制度が廃止された1年前）に「部落地名総鑑」など全国の被差別部落の所在地のリストが興信所や探偵社によって販売され、企業が採用の際の身元調査のためにこれを購入していたことが発覚したのはそのためである。

（2）インターネット上の被差別部落の所在地を特定する情報と身元調査

現在の身元調査が地名を手がかりにして行われていることからすると、被差別部落の所在地情報（地名等）をインターネット上で公表することは、身元調査の情報源を誰でも、容易に、他人に知られることなく、手に入れられる状況にすることであって、身元調査を誰でもが行いうる状況を作り出すことになる。

阿久澤教授が示すように、自分の交際相手や子どもの結婚相手が被差別部落出身かどうかを知るために部落の所在地を知ろうとして問い合わせを行ったり、そのことを理由として交際や結婚に反対したりした事例が、2018年から2022年までの5年間に12件明らかになっている（『全国のあいつぐ差別事件』に掲載）。その中の3つのケースでは、身元調査を行った者はインターネット上の情報によって部落の所在地を調べており、2022年1月に発覚したケースでは、婚約者の親が「部落探訪」の動画・ブログを見たことが端緒になっていることが判明している（事柄の性質上、明らかになったものが氷山の一角であり、きわめて多数の暗数があることが想定される）。

また、法務省の人権擁護局が2019年に実施した「部落差別の実態に係る調査」（報告書は2020年に発表）は、「部落差別関連ウェブページ」を閲覧したことが確認できた者で、かつ調査会社のアンケートモニターである1万余人に調

査票を配信する形で実施されたものだが、回答者は875人とかなり少なく、そのうち、身元調査につながる動機をもって閲覧したと回答したのは50人とどまり、暗数が大きいことが想定され、このようなウェブサイトをみることに多くの人が「やましさ」を感じていることが伺える。

なお、身元調査につながる動機としては、「自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った」が6.6%（23人）、「近所の人の出身地について調べてみようと思った」が5.1%（18人）、「求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った」が2.6%（9人）であった。

2 自治体の調査にみる部落差別の実態

各地の自治体が行った人権意識調査の結果には、身元調査の方法の変化に伴い、被差別部落の「土地」に対する市民の忌避意識が強く現れるようになっている。

堺市が2015年、2020年に実施した調査によると、部落出身者と子どもの結婚については「賛成」が4割弱、「反対」が2割前後であるが、住宅の購入や賃貸については、「こだわらない」が2割強にとどまり、同和地区にある物件を「避ける」が4割強（2015年）または3割強（2020年）となった。「人」よりも「土地」に対する忌避意識が強く顕れている。

また、宅地建物取引業者を対象として行われた調査では、顧客や同業者から取引物件が同和地区にあるかどうかを質問された経験があるとする業者は、現在でも1～2割強いるという結果になっている（大阪府の調査では、1991年から2009年までの4回の調査では4割から5割超えであったが、2011年「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の改正によって、事業者に対する規制が行われた後の2015年及び20021年の2回の調査では1割台に減少している）。

3 被告が行っている被差別部落の「特定」の方法の悪質性

これまで指摘してきたように、被告は、「全国部落調査」報告書（1936年）や史料等文献を最初の手がかりとして、その地域を「探訪」し、そのエリアの中で、どの範囲が「被差別部落」といえるのか、どこに差別を受けてきた「部落世帯」があるのかを特定することにこだわってきた。

阿久澤教授は、被告の行う方法を例示している。地元で会った人に声をかけて指示させる。昔の地図や航空写真、歴史資料や論文、現地調査の記録、運動団体が発行した資料などの記載内容や掲載されている写真を手がかりにして、範囲を特定する。地域に建立されている碑や寺社の寄付者奉名版などを手がかりにして地元によく知られた人物の氏名や名字を調べたり、地元の墓地で宗派などからその被差別部落に特徴的に多い名字を特定した上で、それら名字の分布を住宅地図と重ねる、などである。

被告のこれらの方法は、部落差別に第三者を巻き込むものである。インターネットにこのような情報を掲載することで、その記事を読んだ第三者がさらにコメント欄への書き込みなどの方法でさらに情報を寄せ、差別を受けてきた地域がどこか、どの世帯が差別を受けてきたのか、ということがより精緻に絞り込まれることとなる。当然、これらの記載を削除せずに放置すれば、関係者の不安はより増大していくこととなる。

部落の地名や呼称、その地域を特定しうる建造物や住宅やその他の「目印」となるようなものを、写真・動画で示し、かつ住民個人の名字までも被差別部落を特定する手段に利用し、自分自身がそれを行った結果やその方法を、インターネット上に公表することは、被差別部落に住む人や被差別部落にルーツや関わりをもつ人を差別される危険にさらし、その人が差別を受けずに平穏に暮らす権利を侵害する行

為であることは明らかである。

被告は、動画の中で、被差別部落を特定できたと被告自身が認識した場合には「勝利しました」、特定できなかった場合には「敗北しました」などと発言している。被告は「部落探訪」を学術的な目的を持つ「研究」「調査」であるかのように主張するが、被告は、被差別部落の「特定」をゲームのように行っているに過ぎない。阿久澤教授が指摘するように、「自身の行為が部落差別を助長することについて何らの責任を負うこともなく、部落を『特定』する情報をこのように公表し続ける行為が『研究』とは呼べないことは言うまでもない」。

4 本件記事が次世代に与える影響について

被告は、You Tube を使って「部落探訪」を行っていることについて、子どもが情報を検索する際に You Tube を使うことが多いという認識を示した上で、「学校で部落について勉強した子どもが You Tube でね、部落の動画を探すと、ずら一つと、この部落差別解消推進シリーズがでてきてね、啓発されると。そういうことも実は私は狙ってる」と「部落探訪」の第63回（横浜市内の地域をとりあげた回）で述べている。

公立の小中学校の校区は住所で指定され、子どもたちは地元の学校に通学することが多いので、校区内にある被差別部落がインターネット上にさらされれば、その地域から通学している子どもに差別の目が向けられることになり、その子どもの学校生活に深刻な影響が出る可能性がある。子ども自身が被差別部落に関する知識を持っていなかったり、自分のルーツを自覚していない場合には、インターネット上での部落の暴露（アウティング）によって、そのことを認識し、インターネット上での様々な差別情報に接することになりかねない。校区内に同和対策事業が行われていなかった被差別部落（未指定地区）が存在するある中学校では、生徒が動画を

見て、被差別部落のことを教員に質問してくるようなことがあった場合を想定して、教員研修を実施しているという。

次世代に与える影響は深刻であり、本件記事の掲載差止めが認められるべき必要性はきわめて高い。

以上